

浜松市規則第 4 4 号

浜松市運動広場条例施行規則の一部を改正する規則

浜松市運動広場条例施行規則（平成 1 2 年浜松市規則第 7 9 号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
<p>(使用料の減免)</p> <p>第 7 条 (略)</p> <p>2 前項の規定は、次に掲げる使用料については、適用しない。</p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p>(3) <u>条例別表第 2 の 6 の(2)</u>に規定する夜間照明設備の使用料</p> <p>3 (略)</p>	<p>(使用料の減免)</p> <p>第 7 条 (略)</p> <p>2 前項の規定は、次に掲げる使用料については、適用しない。</p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p>(3) <u>条例別表第 2 の 7 の(2)</u>に規定する夜間照明設備の使用料</p> <p>3 (略)</p>
<p>(利用料金の減免)</p> <p>第 8 条の 4 (略)</p> <p>2 浜松市舞阪乙女園グラウンド、浜松市雄踏グラウンド、浜松市細江総合グラウンド及び浜松市浜北平ロサッカー場の利用(個人利用を除く。)の場合において、条例第 1 9 条に規定する規則で定める場合は次の各号に掲げる場合とし、その減免の割合は当該各号に定めるものとする。</p> <p>(1)～(8) (略)</p> <p>3 前 2 項の規定は、次に掲げる利用料金については、適用しない。</p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p>(3) <u>条例別表第 2 の 3 の(2)、同表の 4 の(1)のイ及び(2)のイ並びに同表の 8 の(1)のイ</u>に規定する夜間照明設備の利用料金</p> <p>(4) <u>条例別表第 2 の 4 の(3)のイ</u>に規定する冷暖房装置の利用料金</p> <p>(5) <u>条例別表第 2 の 8 の(3)</u>に規定する備付</p>	<p>(利用料金の減免)</p> <p>第 8 条の 4 (略)</p> <p>2 <u>浜松市馬郡運動広場</u>、浜松市舞阪乙女園グラウンド、浜松市雄踏グラウンド、浜松市細江総合グラウンド及び浜松市浜北平ロサッカー場の利用(個人利用を除く。)の場合において、条例第 1 9 条に規定する規則で定める場合は次の各号に掲げる場合とし、その減免の割合は当該各号に定めるものとする。</p> <p>(1)～(8) (略)</p> <p>3 前 2 項の規定は、次に掲げる利用料金については、適用しない。</p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p>(3) <u>条例別表第 2 の 4 の(2)、同表の 5 の(1)のイ及び(2)のイ並びに同表の 9 の(1)のイ</u>に規定する夜間照明設備の利用料金</p> <p>(4) <u>条例別表第 2 の 5 の(3)のイ</u>に規定する冷暖房装置の利用料金</p> <p>(5) <u>条例別表第 2 の 9 の(3)</u>に規定する備付</p>

物品の利用料金	物品の利用料金
4 (略)	4 (略)

備考 改正箇所は、下線が引かれた部分である。

#### 附 則

この規則は、令和9年4月1日から施行する。

(あらし)

この規則は、浜松市運動広場条例の一部改正に伴い、所要の整備を行うものです。